

地方独立行政法人大阪市博物館機構 職員採用試験実施要項
《管理職職員〔事務局課長代理級〕》

地方独立行政法人大阪市博物館機構

令和元年 10 月 17 日

地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「機構」という。）は、平成 31 年 4 月 1 日、大阪市立美術館、大阪市立自然史博物館、大阪市立東洋陶磁美術館、大阪市立科学館、大阪歴史博物館と大阪中之島美術館（令和 3 年度開館予定）を一体的に運営する法人として大阪市により設立され、新たなスタートを切りました。

機構では、機構自らが自主性と責任を持って、中長期的視点に立った事業の計画立案から施設の一体的運営までを担うことで、大阪市が「ミュージアムビジョン」で掲げる「都市のコアとしてのミュージアム」を実現し、都市大阪の発展や市民力の向上に貢献することを目指しております。

そこで、大阪市ミュージアムビジョンの実現をめざして、機構事務局において課長代理級の職員として、機構全体における総務、経理、契約、業務監理及び経営企画等の総括を行うとともに、機構全体に及ぶプロジェクトや地方独立行政法人に相応しい業務改善等の特命事項を推進できる人材を次のとおり募集します。

1 採用予定者数・職務内容・受験資格等

| | |
|--------|--|
| 採用予定者数 | 1 名 |
| 職務内容 | 機構事務局において、課長代理級職員として総務課の事務（総務、予算・決算、契約、監査監察対応、大阪市等関係先との連絡調整・折衝等）及び経営企画課の事務（中期計画・年度計画、業務の評価及び法人・博物館等の経営分析等）に関することの総括を担うとともに、機構全体に及ぶプロジェクトや地方独立行政法人に相応しい業務改善等の特命事項に従事していただきます。 |
| 受験資格 | <ul style="list-style-type: none">・令和元年 1 月 1 日現在で満 59 歳以下の方・高等学校卒業以上であること・総務、経理、契約又は経営企画に関して責任者である管理職としての知識や経験（概ね 5 年以上）を有すること ※管理職としての経験とは、職名の如何に関わらず実際に複数の部下を持ち、指導・監督した経験をいう。 |

| | |
|--------------|---|
| | <p>ただし、以下の方は受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当しないこと ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者に該当しないこと |
| 期待する人物像、スキル等 | <ul style="list-style-type: none"> ・新たに設立された当機構において、地方独立行政法人制度を活用した、機動的かつ柔軟な創意工夫を活かした組織創りができる ・事務局内の業務を調整し、効率よく事業を推進し、職員のモチベーションの向上を図ることができるマネジメント能力や責任感を有している ・大阪市等関係機関と事業の実施についての連絡・調整を円滑に行える能力を有している ・高いコンプライアンス意識に基づき、公益性と透明性を確保しつつ、大阪市が設置する地方独立行政法人としての社会的責任を果たしながら業務を遂行する能力を有している |

※上記、受験資格、期待する人物像、スキル等を満たす方がこの試験を受けることができます。

2 試験内容

(1) 一次選考

提出いただいた書類により、職務に対する適性、能力、意欲等をもとに選考します。結果は令和元年11月18日（月）頃に到着するよう、合否にかかわらず受験者全員にメールで通知します。

合格者には二次選考の集合時刻・場所等の詳細について通知します。

※11月19日（火）までに通知メールが届かない場合には、同日17時までに提出先に必ずお問合せください。

(2) 二次選考

日 時：令和元年11月22日（金）

場 所：大阪歴史博物館

集合時刻・場所等の詳細については、一次選考合格者に通知します。

当日は、一次選考の結果通知書を持参してください。

方 法：口述試験

合格発表：11月27日（水）頃までに受験者本人にメールで通知します。また、当機構のホームページ（<https://ocm.osaka/recruit/>）にも合格された方の受験番号を公表します。

※電話、メール等でのお問い合わせにはお答えできません。

3 採用の時期

- (1) 採用は令和2年1月1日の予定です（試用期間6ヶ月）。
- (2) 採用予定日から心身の故障のため職務の遂行に支障をきたすこと、またはこれに堪えられない（継続的労務の提供ができない場合を含む）と認められるときには採用の内定を取り消す場合があります。
- (3) 辞退等の理由により採用内定者を採用できない場合は、二次選考受験者の内成績上位者を採用する場合があります。

4 勤務条件等 ※下記条件等は募集時点のものであり、変更する場合があります。

(1) 雇用形態、役職

無期雇用、事務職員（課長代理級）

(2) 就業場所

機構事務局総務課で勤務していただきます。

所在地：大阪府中央区大手前4-1-32 大阪歴史博物館5F

(3) 給与

当機構職員給与規程により支給

・想定年収 約650万円程度（大学卒を想定して算定しています。ただし、学歴、経歴等により異なります。）

・地域手当以外の手当については年収見込等には含んでいません。扶養手当、住居手当等支給要件に該当する場合、別途支給します。

※合格者には、職歴証明書、退職証明書を提出していただきます。

・賞与（期末・勤勉手当） 年4.482月（令和元年度実績。個別の月数は、勤務成績によります。ただし、初年度は採用時期により変動します。）

(4) 勤務時間

原則 9：00～17：30（うち休憩時45分）

(5) 休日、休暇等

4週8休（土日祝日は休日）

年末年始（原則12月29日～翌1月3日まで）の休日

年次有給休暇20日（ただし、初年度は8日）、夏季休暇5日（ただし、初年度はなし）

結婚休暇、育児・介護休業制度などがあります。

(6) 昇給・昇格

あり

(7) 通勤手当

当機構規程による。1ヶ月あたり55,000円まで。

(8) その他の手当

超過勤務手当、扶養手当、住居手当等、当機構規程による。

(9) 社会保険等

法令の定めるところにより、大阪市職員共済組合（健康保険、年金）、大阪市職員互助会、地方公務員災害補償基金、雇用保険に加入していただきます。

5 申込方法等

採用エントリーメールの送付

今回の募集に応募される場合は、受付期限までに以下のメールアドレスに必要事項を入力し、エントリーメールを送付してください。

【エントリーメール送付先】 daihaku-saiyo@ocm.osaka

【件名】 試験区分：事務局課長代理級

【本文】 氏名

なお、一次選考結果は、エントリーメールをお送りいただいたメールアドレスに返信します。合格者は、二次選考時に一次選考の結果通知書を持参してください。

提出書類

次の書類を「6 提出先及び問い合わせ先」まで郵送（書留郵便）してください。

（封筒の表に「事務局課長代理級採用応募書類在中」と朱書のこと。）

(1) 職員採用申込書（様式第1）

※ 指定様式については、当機構のホームページ

（<https://ocm.osaka/recruit/>）からダウンロードすること。

※ 「氏名（自署）」欄以外は、手書き、パソコン打ちとも可

※ 申込者本人に連絡をとることがありますので、確実に連絡の取れる連絡先（携帯電話など）を明記願います

(2) 最終学歴の学業成績証明書及び卒業証明書（ただし最終学歴が大学院の場合は大学入学以降のものすべて）※コピー不可

(3) 職務経歴書

様式第2

(4) 次に掲げるレポート（様式第3）

『地方独立行政法人制度を活用し、柔軟な運営をするために、法人としてコンプライアンスの観点で留意すべきことは何か』

(1,000 文字以上 1,500 文字以下)

- (5) エントリーシート

様式第 4

- (6) 自己アピール

様式第 5

ただし、別途書式でも構いません。当機構の事務局における課長代理級として、取り組みたいことをアピールしてください。

受付期限：令和元年 11 月 13 日（水）17 時必着

※消印有効ではありません

※持参は受け付けません

6 提出先及び問い合わせ先

地方独立行政法人大阪市博物館機構事務局総務課

〒540-0008 大阪市中央区大手前 4 丁目 1-32

電話 (06) 6940-4330

※問い合わせは、土曜日・日曜日・祝日を除く平日の 9 時 30 分から 17 時までにお問い合わせします。

7 その他

- (1) 提出書類等は返却いたしません。当機構で責任を持って廃棄します。ただし、採用された方のものについては、採用後の人事管理に使用します。
- (2) 合否結果については、受験者本人以外には通知しません。また、電話やメール等でお問い合わせ頂いてもお答えできません。
- (3) 受験資格がないこと、及び提出された書類に虚偽の事実が認められた場合、その他不正行為が判明した場合には採用の内定を取り消すことがあります。
- (4) 採用後に虚偽の事実やその他不正行為が判明した場合は、当機構の規定により懲戒処分となることがあります。
- (5) 日本国籍を有しない方で、採用時に当該業務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。